

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士後期課程 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士後期課程では、以下それぞれの領域において、研究・教育者、より高次の自律性をもつ専門職従事者、管理的な職務に従事する専門職従事者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させ、あるいは長期にわたる実践経験や研究業績の体系化、理論化を進めるうえで必要とされる研究能力を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、研究・教育者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

全体を基盤部門（必修8単位）、展開部門（選択）、コースプロジェクト部門（選択）、論文指導部門（必修12単位）の4部門から構成し、基盤部門では社会福祉の諸理論などを歴史的・理論的に学習するとともに、演習を必修とし1・2年次の主指導教員の専攻する研究領域として学修を進め、特別演習では研究の進め方、論文作成方法を学修する。研究対象に応じて展開部門の講義科目、プロジェクトを選択し学修する。論文指導により、研究・教育者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされ研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を実践的に修得することができる。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と研究・教育者で異なる。研究・教育職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいて推進するに必要な能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援助（活動）の改善や改良、新たな政策の企画、立案、法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には自らの研究の課題に関わる独自の視点や枠組の構築に向けた指導を行う。実践志向の受講生には自らの研究や実践の課題に関わって、同僚による第三者評価、自己の研究や実践についての位置づけを客観的に理解し、適切な自己評価ができるよう指導する。